第3章 環境配慮技術

1 事業区分

事業を区分するにあたり、本指針では大きく以下に示す11種類の事業に区分しています。

①道路・街路整備事業

県道の新設・改良事業、農道整備事業、林道整備事業等

②港湾・漁港・海岸整備事業

港湾、漁港、海岸整備事業等(ほか公有水面を埋立てする事業を含む)

③河川整備事業

河道の新設・改修事業、ダム事業、堰事業等

④砂防・治山・森林整備事業 砂防事業、治山事業、森林事業等

⑤農業・農村整備(ほ場、用排水路等)事業 土地改良事業、農業用地整備事業、農村環境整備事業、 農業用水関連事業等

- ⑥工業・住宅団地等の土地造成(土地区画整理等)事業 工業団地・住宅団地造成事業、土地区画整理事業等
- ⑦公園整備事業

公園整備事業、緑地整備事業等

8上下水道等整備事業

水道事業、下水道などの生活排水処理施設整備事業等

- ⑨廃棄物処理施設整備事業 廃棄物処理施設整備事業
- ⑩建築物整備事業 建築物整備事業
- ⑪風力発電事業 風力発電事業